



秋田県公報

目 次

ページ

総務部公告	
監査結果の公表(八).....	1

監 査 委 員 公 告

監査委員公告第8号

平成16年秋田県告示第370号で告示された外部監査契約について、外部監査人から監査の結果に関する報告の提出があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成17年2月25日

秋田県監査委員	安 杖	正 義
秋田県監査委員	菅 原	典 郎
秋田県監査委員	山 田	昭 和
秋田県監査委員	小 玉	夫

発行者

秋田県

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

秋田市山王四丁目一番一号

印刷者

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 (082) 8766 FAX (083) 0005
E-mail: matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄

平成16年度

包括外部監査の結果報告書

教育委員会所管の施設に係る財務事務の
執行について

秋田県包括外部監査人

公認会計士 鈴木 豊

目 次

包括外部監査の結果報告書.....	6
第1 外部監査の概要.....	6
1 外部監査の種類.....	6
2 選定した特定の事件（監査テーマ）.....	6
3 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由.....	6
4 外部監査の方法.....	7
5 外部監査の実施期間.....	8
6 外部監査人補助者の資格、人数及び氏名.....	8
7 利害関係.....	8
第2 施設の概要	9
I 農業科学館	9
1 概要.....	9
2 業務現況.....	10
II 総合教育センター.....	13
1 概要.....	13
2 業務現況.....	15
III 子ども博物館	22
1 概要.....	22
2 業務現況.....	24
IV 生涯学習センター.....	31
1 概要.....	31
2 業務現況.....	33
V 少年自然の家	41

V-A 岩城少年自然の家.....	41
1 概要.....	41
2 業務現況.....	42
V-B 保呂羽山少年自然の家.....	42
1 概要.....	42
2 業務現況.....	43
V-C 大館少年自然の家.....	43
1 概要.....	43
2 業務現況.....	44
第3 外部監査の結果.....	45
I 人事関係	45
1 退職時の昇給（農業科学館、生涯学習センター、少年自然の家）	45
II 契約関係	48
1 単独見積随意契約（農業科学館）	48
III 固定資産関係	48
1 公有財産台帳への記載（子ども博物館）	48
IV 物品関係	49
V その他	55
1 現金管理（保呂羽山少年自然の家、大館少年自然の家）	55
2 印紙管理（子ども博物館）	55
3 バス回数券の管理（生涯学習センター）	56
包括外部監査の結果報告書に添えて提出する意見.....	57
I 要 約	57
1 農業科学館.....	57

2	総合教育センター.....	58
3	子ども博物館.....	60
4	生涯学習センター.....	61
5	少年自然の家.....	63
6	人件費を中心とした業務コストの削減への取り組み、指定管理者制度の検討.....	64
7	個別事項.....	65
II	農業科学館	66
1	利用者の分析.....	66
2	財務・人員の分析.....	72
3	ベンチマークや類似施設との比較分析.....	73
4	今後の方向性についての提言.....	78
III	総合教育センター.....	80
1	施設利用状況の分析.....	80
2	財務・人員の分析.....	88
3	ベンチマークや類似施設との比較分析.....	91
4	今後の方向性についての提言.....	93
5	研修のあり方.....	93
IV	子ども博物館	99
1	利用者の分析.....	99
2	財務・人員の分析.....	109
3	ベンチマークや類似施設との比較分析.....	111
4	今後の方向性についての提言.....	117
V	生涯学習センター.....	123
1	利用者の分析.....	123
2	財務・人員の分析.....	127
3	ベンチマークや類似施設との比較分析.....	128
4	今後の方向性についての提言.....	136

VI 少年自然の家	140
1 利用者の分析.....	140
2 財務・人員の分析.....	155
3 ベンチマークや類似施設との比較分析.....	157
4 今後の方向性についての提言.....	167
VII 人件費を中心とした業務コストの削減への取り組み	169
VIII 指定管理者制度の導入の検討	169
IX 個別事項	170
1 人事関係.....	170
2 固定資産の状況.....	170
3 固定資産の管理.....	182
4 契約関係.....	185
5 収入関係.....	186
6 行政コスト計算書関係.....	187
<添付資料>	189
I 主な施設と事業内容（平成 15 年度）	189
1 農業科学館.....	189
2 総合教育センター.....	194
3 子ども博物館.....	198
4 生涯学習センター.....	209
5 岩城少年自然の家.....	217
6 保呂羽山少年自然の家.....	221
7 大館少年自然の家.....	223
II 決算数値の推移	226
1 農業科学館.....	226
2 総合教育センター.....	227
3 子ども博物館.....	228

4	生涯学習センター.....	229
5	岩城少年自然の家.....	230
6	保呂羽山少年自然の家.....	231
7	大館少年自然の家.....	232
III	行政コスト計算書(平成14年度).....	233
IV	人員の状況	235
1	農業科学館.....	235
2	総合教育センター.....	236
3	子ども博物館.....	237
4	生涯学習センター.....	238
5	岩城少年自然の家.....	239
6	保呂羽山少年自然の家.....	239
7	大館少年自然の家.....	240

包括外部監査の結果報告書

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（監査テーマ）

教育委員会所管の施設に係る財務事務の執行について

(1) 外部監査の対象

次の7機関を対象とした。

秋田県立農業科学館、秋田県総合教育センター、秋田県立子ども博物館、秋田県生涯学習センター、秋田県立岩城少年自然の家、秋田県立保呂羽山少年自然の家、秋田県立大館少年自然の家（以下、文中においては「秋田県」または「秋田県立」を省略して記載している。）

(2) 監査対象期間

平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

なお、必要に応じて、上記以外の期間も監査の対象に含めている。

3 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由

秋田県では、教育委員会が所管する施設を有しているが、これらの施設は、建設費及び建設後の維持管理費用が多額であり、運営の効率化と県の教育資源（人・物・金）の最適配分が求められている。特に平成15年度においては、公の施設に関する指定管理者制度が制定されたことにより、県保有施設の管理については、民間事業者等も受託することが可能となり、今後の管理運営方法の検討が必要となっている。

また、社会経済情勢の変化により当初の設置目的と現在の運営に違いが生じていると考えられる施設、今後の管理、運営のあり方について検討を要すると考えられる施設も見受けられる。

以上を考慮すると、県が管理、運営する施設については県民の関心が高く、当該テーマの

選定が有意義であると判断した。

4 外部監査の方法

(1) 監査の要点（着眼点）

監査の要点は次のとおりである。

- ①各施設の財務事務が関係諸法令に基づき適正かつ効率的に行われているか。
- ②各施設がその設置目的に則した活動を行っているか。その活動は県の政策目的と整合しているか。

(2) 実施した主な監査手続

実施した主な監査手続は次のとおりである。なお、監査手続の適用にあたっては効率的な監査を実施するという観点から、重要と判断したものに限定し、原則として試査（注）により行った。

（注）試査とは、特定の監査手続の実施に際して監査対象となる母集団からその一部の項目を抽出し、それに対して監査手続を実施することをいう。

①監査対象の全般的把握のために行った手続

- ・業務年報を閲覧した。
- ・要覧を閲覧した。
- ・監査資料を閲覧した。
- ・施設の概要聴取、視察をした。
- ・行政コスト計算書を閲覧した。
- ・行政コスト計算書につき、類似施設の数値と比較・分析することにより現状の課題を明らかにした。

②監査対象の個々の事項について行った手続

- ・人件費の支出につき、法令との整合性を関係書類を閲覧することにより検討した。
- ・固定資産、物品等の取得・管理状況につき、関係書類を閲覧することにより検討した。
- ・必要に応じ、固定資産、物品等の現況を調査するとともに、実査を行った。

- ・契約事務につき、関係書類を閲覧することにより検討した。

なお、上述した「監査対象の個々の事項について行った手続」について、3つの少年自然の家は、施設の性格が同一であることから、代表施設として岩城少年自然の家のみ実施し、保呂羽山少年自然の家、大館少年自然の家については、往査は実施したが、上述した個々の手続は省略した。

5 外部監査の実施期間

平成16年4月1日から平成17年1月27日まで

6 外部監査人補助者の資格、人数及び氏名

公認会計士 9名、会計士補 1名

公認会計士 品田和之

公認会計士 岩瀬高志

公認会計士 谷藤雅俊

公認会計士 中里哲三

公認会計士 斎藤積

公認会計士 今江光彦

公認会計士 木村大輔

公認会計士 垂水敬

公認会計士 河野隆治

会計士補 市川康

7 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 施設の概要

I 農業科学館

1 概要

(1) 設立目的

秋田県立農業科学館条例第1条によれば、秋田県の農業及び林業並びに農村生活に関する理解を深めるとともに、農業及び林業に関する科学技術について学習の機会を提供し、もって県民の文化の向上に寄与するため設置されたものである。

(2) 業務内容

①概要

農業科学館は県民の教育や学習に必要な環境条件を整え、その学習意欲を高揚するとともに、農業の過去・現在・未来について科学の目を通して楽しく学びながら、明日の豊かな生活を追求するために必要な英知と感性を養う施設として平成3年5月に設置された。

大曲駅から約6kmに位置し、9ヘクタールの敷地内には、広い芝生のやすらぎ広場や花壇広場等があり、昼食場所やグラウンドゴルフを楽しむことができ、憩いの場所となっている。

②所在地

秋田県大曲市内小友字中沢 171-4

③設立（沿革 抜粋）

- 昭和55年8月 : 農業博物館基本構想検討委員会設置
- 昭和61年9月 : 敷地造成着工
- 昭和63年1月 : 農業博物館の名称を農業科学館に改称
- 平成3年5月 : 農業科学館開館

④施設の概要

敷地面積 89,899 m²